

生年月日 と 65歳前 受給の形態 モデル図

	タイプ	年齢						生年月日	
		60	61	62	63	64	65	男子	女子
S60 改正 附8条 H6附18条	I	附9条の2		特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) (定額部分)		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S16.4.1 以前生	S21.4.1 以前生
附8条 H6附19条 平成 6年 [1994] 改正	II	報酬比例 (附9条の2)		特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S16.4.2 ~ S18.4.1	S21.4.2 ~ S23.4.1
		報酬比例相当 (附9条の2)		特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S18.4.2 ~ S20.4.1	S23.4.2 ~ S25.4.1
		報酬比例相当の老齢厚年 (附9条の2)		特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S20.4.2 ~ S22.4.1	S25.4.2 ~ S27.4.1
		報酬比例相当の老齢厚生年金 (附9条の2)		特老厚		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S22.4.2 ~ S24.4.1	S27.4.2 ~ S29.4.1
		報酬比例相当の老齢厚生年金				老齢厚生年金 老齢基礎年金		S24.4.2 ~ S28.4.1	S29.4.2 ~ S33.4.1
平成 12年 [2000] 改正 附8条の2	IV	報酬比例相当の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S28.4.2 ~ S30.4.1		S33.4.2 ~ S35.4.1	
		報酬比例相当の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S30.4.2 ~ S32.4.1		S35.4.2 ~ S37.4.1	
		報酬比例相当		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S32.4.2 ~ S34.4.1		S37.4.2 ~ S39.4.1	
		報酬比例		老齢厚生年金 老齢基礎年金		S34.4.2 ~ S36.4.1		S39.4.2 ~ S41.4.1	
厚年 42条	V			(43条)	老齢厚生年金 老齢基礎年金		S36.4.2 以降生	S41.4.2 以降生	
国年 26条		国民年金(老齢基礎年金)		(27条)	老齢基礎年金		全ての年代		

(注) : 共済は男女の区分 無。女性は男性に同じ

- ◆ 厚年法 附則 8条、8条の2 ⇒ 報酬比例 の年金
附則 9条の2・2項 ⇒ (定額) + (報酬)
- ◆ H6改 附則 18条、19条 ⇒ タイプ I, II に 附9条の2 を準用